

○宿日直手当支給規程

昭和43年3月25日

訓令甲第9号

存続期間

〔沿革〕	昭和44年10月	訓令甲第29号
	45年 4月	同第10号、11月同第27号
	46年 3月	同第 7号
	47年 4月	同第 7号
	48年 3月	同第 3号
	50年 4月	同第 8号
	51年 7月	同第16号
	52年 4月	同第12号
	53年 3月	同第 7号
	54年 3月	同第 9号
	55年 5月	同第13号
	56年 4月	同第 8号
	57年 4月	同第 7号
	59年 3月	同第 2号
	60年 3月	同第 5号
	61年 6月	同第 9号、12月同第11号
	63年12月	同第24号
	平成元年12月	同第29号
	2年12月	同第34号
	3年12月	同第20号
	4年12月	同第33号
	5年 3月	同第 7号、12月同第26号
	6年12月	同第40号
	7年12月	同第36号
	8年12月	同第30号
	9年 3月	同第 9号
	10年 3月	同第 4号
	11年 3月	同第12号、12月同第23号
	12年 3月	同第21号
	18年12月	同第40号
	22年11月	同第28号
	23年 3月	同第 5号
	27年 3月	同第22号
	29年 3月	同第17号改正

(目的)

第 1条 この規程は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第18条の2第4項の

規定に基づき、宿日直手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額)

第 2条 宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次の表のとおりとする。

支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額
本部当直	警視庁警察職員勤務規程（平成12年3月24日訓令甲第16号。以下「勤務規程」という。）第12条に定める宿直勤務及び日直勤務のうち警視庁本部（警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）第2章における警視庁本部をいう。）、方面本部、犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部、サイバーセキュリティ対策本部及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部において行うもの	5時間以上	6,000円
		5時間未満	3,000円
学校当直	勤務規程第12条に定める宿直勤務及び日直勤務のうち警察学校において行うもの	5時間以上	6,100円
		5時間未満	3,050円
本署当直	勤務規程第12条に定める宿直勤務のうち警察署（島部警察署を除く。）において行うもの	5時間以上	7,800円
		5時間未満	3,900円
島部当直	勤務規程第12条に定める宿直勤務のうち島部警察署において行うもの	5時間以上	6,600円
		5時間未満	3,300円

(支給方法)

第 3条 宿日直手当の請求方法及び支給日については、別に定めるところによる。

付 則

この訓令は、昭和43年3月25日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。

以下改正附則 略